

加古川市建設工事の入札における最低制限価格制度事務取扱要綱

平成 16 年 3 月 2 日
総務部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市が競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（施行令第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とするか否かを決定する基準を設定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 最低制限価格制度を適用する工事は、加古川市事務分掌規則（昭和 44 年規則第 24 号）別表第 3 総務部契約検査課に関する事項に定める設計金額が 200 万円を超えるものとする。

ただし、施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札を採用する工事には適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格の設定が適当でないと認められるときは、最低制限価格を設定しないことができる。

(低入札基準価格及び最低制限価格)

第 3 条 第 1 条に定める落札者とするか否かを決定する基準は、低入札基準価格及び最低制限価格とする。

(低入札基準価格の算定方法)

第 4 条 低入札基準価格は、工事ごとに工事担当課長が次の各号により算定した割合を入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額）に乗じて得た額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となる次に掲げる額の合算額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 9.2 を超える場合にあっては 10 分の 9.2 とし、10 分の 7.5 に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 とする。

ア 直接工事費相当額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

イ 共通仮設費相当額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費相当額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

(2) 前号の規定を適用することが適当でないと認められる工事については、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で工事担当課長が定める割合とする。

(最低制限価格の算定方法)

第 5 条 最低制限価格は、当該入札における有効な全入札価格から入札価格の下位 5 分の 1 の者（その者に 1 未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた者とする。以下この項において同じ。）及び上位 5 分の 1 の者の入札価格を除いた入札価格を平均した数値に 10 分の 9.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ただし、算出した最低制限価格が入札書比較価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を下回る場合は、当該入札における有効な全入札価格から入札価格の下位 5 分の 1 の者及び上位 5 分の 1 の者の入札価格を除いた入札価格を平均した額（その額に 1 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を最低制限価格とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効な入札参加者が 5 者未満の場合は、最低制限価格を

設定しない。

(適用方法)

第6条 低入札基準価格及び最低制限価格の適用方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。
 - (2) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格未満であり、かつ最低制限価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。
 - (3) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格未満であり、かつ最低制限価格未満の場合は、当該入札者を失格者とする。
- 2 前項第3号に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）に対して、前項の規定を適用し、次順位者が落札者となるまで繰り返し準用する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
(加古川市低入札価格調査制度事務取扱要綱等の廃止)
- 2 加古川市低入札価格調査制度事務取扱要綱（平成13年4月19日市長決定）及び加古川市低入札調査委員会設置要綱（平成11年4月26日市長決定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第5条の規定は、平成17年12月1日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第4条及び第5条の規定は、平成21年9月1日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第4条の規定は、平成23年5月1日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第 4 条の規定は、平成 25 年 9 月 1 日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。
附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第 5 条の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第 4 条の規定は、平成 28 年 11 月 1 日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第 4 条の規定は、平成 29 年 9 月 1 日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第 4 条の規定は、平成 29 年 10 月 16 日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、平成 30 年 6 月 1 日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。
附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第 4 条第 1 号の規定は、平成 31 年 10 月 1 日以後に引き渡しを受ける工事について適用し、同日前に引き渡しを受ける工事については、なお従前の例による。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第4条及び第5条の規定は、令和2年4月1日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第4条の規定は、令和5年4月1日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第5条の規定は、令和6年4月1日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条の規定は、令和7年4月1日以後に公告した工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。